

J-PARC ハドロンホールユーザー会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、J-PARCハドロンホールユーザー会(英語名 Hadron-hall Users' Association) [HUAと略す] と称する。
- 第2条 本会の目的は、ハドロンホールにおけるユーザーが、相互の交流をはかるとともに、各々の研究分野の相違を超えてボトムアップに総意を形成することにより、より良い研究を推進し、その成果の発信をもって啓蒙活動を行うことである。
- 第3条 本会は、その目的を達成するために、以下の活動を行う。
1. 会員相互の情報交流。
 2. 施設利用・将来計画におけるユーザーの総意(要望・見解・立案等)の取りまとめ、およびJ-PARCセンターならびに関連諸機関への提言。
 3. ハドロンホールユーザーのための情報提供、および研究者・組織との交流・協力。
 4. J-PARC利用者協議会ハドロンホール分野委員の推薦。
 5. ハドロンホールシンポジウム等、学術的会合の開催、他の学協会との交流・協力。
 6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
- 第4条 細則については、幹事会の提案にもとづいて、総会で決する。

第2章 会員

- 第5条 会員は、第2条の目的に賛同する国内外の研究者、および修士課程以上の学生とする。
- 第6条 会員として入会しようとする個人は、会長に申し込み、幹事会の承認を得なければならない。
- 第7条 会員は、細則に定める会費を納めなければならない。
- 第8条 会員は、本会の活動に参加できるとともに、幹事の選挙権・被選挙権を有する。
- 第9条 会員は、会長への届出により退会することができる。

第3章 会長、副会長、幹事

- 第10条 全会員に選挙された幹事5名により、幹事会を構成する。
- 第11条 幹事5名は、互選により会長、副会長を選出する。
- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、幹事会、および総会を招集する。
- 第13条 会長は、地域・分野のバランスや役割を考慮し、最大3名まで新たに幹事を加えることができる。
- 第14条 副会長は、会長を補佐する。
- 第15条 幹事は、本会の庶務、会計、行事、その他の業務を掌る。
- 第16条 幹事の互選により、事務局担当者を選出する。
- 第17条 会長、副会長を含む幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 総会

- 第18条 総会は、会長によって少なくとも年1回召集され、本会運営の基本方針をはじめ、重要事項を審議し、決定する。総会の議長は、総会出席者の互選による。議長は、総会書記を任命し、総会における審議・決定事項を全会員に知らせる。
- 第19条 総会の議題は、総会が開催される2週間前までに、幹事会によって全会員に提示される。総会での議決は、出席会員の過半数の賛成を得て承認される。可否同数の場合は、議長が決する。
- 第20条 会員は、総会に議題を提案でき、出席会員10名の賛同を得た場合、議長は審議しなければならない。
- 第21条 総会の定足数は、会員数の1/10とする。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

第5章 幹事会

- 第22条 幹事会は、会長、あるいは幹事2名以上の求めにより、開催される。
- 第23条 幹事会は、本会がボトムアップを重視する組織であることに鑑み、会員の要望、意見集約に務め、本会としての見解表明・提言を行う。
- 第24条 幹事会における審議・決定事項は、会長により速やかに全会員に知らされなければならない。
- 第25条 幹事会は、本会運営等の基本方針等を、総会の議題として提案する。

第6章 会計

- 第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第27条 本会の収支決算は、幹事会において承認され、総会に報告されなければならない。
- 第28条 細則に定める会費は、幹事会の議を経て総会での議決によって定める。

第7章 会則の変更、解散

- 第29条 会則・細則の変更は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会で議決し、総会における過半数の承認を経て決定される。
- 第30条 本会の解散は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会で議決し、総会における過半数の承認を経て決定される。

- 付則
- ・本会設立後に選出される第1期の幹事は、2007年4月20日の会員名簿をもとに選挙されるものとする。第1期幹事の選挙管理委員会は、設立呼びかけ人の互選による。
 - ・第1期の幹事会は、細則を会員に示し、投票による過半数の承認を得て細則を施行する。
 - ・この会則は、2007年3月25日より施行する。